

清瀬市自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市自主防災組織の設置に関する要綱（平成25年清瀬市訓令第4号。以下「自主防災組織設置要綱」という。）に基づき市民が設立した自主防災組織に活動経費等の一部を補助金として交付し、自主防災組織の設置の促進及び地域の防災活動を効果的に行うための基盤整備を図ることを目的とする。

(自主防災組織)

第2条 清瀬市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす自主防災組織とする。

- (1) 自主防災組織設置要綱第4条の規定により、市長が自主防災組織として認定した団体であること。
- (2) 別の自主防災組織に重複して加入している世帯がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる防災資器材の購入費用（以下「購入費用」という。）等とする。

- (1) 消火用具類（消火器・消火用バケツ等）の購入
- (2) 情報用具類（ラジオ・メガホン等）の購入
- (3) 照明器具類（投光器・非常用発電機等）の購入
- (4) 給食・給水用具類（炊出しバーナー・ろ過機等）の購入
- (5) 給食・給水用品類（保存食・保存水等）の購入
- (6) 医療・救護用具類（医薬品・担架等）の購入
- (7) 避難・救出用具類（非常持ち出し袋・工具等）の購入
- (8) 保護用品類（防災ずきん・ヘルメット等）の購入
- (9) 水害対策器具類（止水板・排水ポンプ等）の購入
- (10) 防災倉庫等整備（物置等）の購入
- (11) その他市長が必要と認めた活動経費

(補助金の申出)

第4条 市長は、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者に自主防災組織補助金交付申出書（以下「申出書」という。）に必要書類を添付させ、市長が別に定める期日までに申出書の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する申出書の提出は、自主防災組織ごとに年度内1回に限るものとする。

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申出書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の適否及び補助金の額を決定し、自主防災組織補助金交付（不交付）決定通知書により申出書の提出があった自主防災組織に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の決定通知をした自主防災組織が補助事業を終了したときは、当該年度の出納閉鎖期限までに自主防災組織補助金実績報告書（以下「報告書」という。）へ必要な書類を添付して提出を求めるものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、報告書等の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「調査等」という。）により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査等によって補助金の交付内容及び交付条件が第5条において決定された補助金の交付に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織補助金確定通知書により報告書の提出があった自主防災組織に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 市長は、前条の規定により確定通知した自主防災組織に自主防災組織補助金交付請求書（以下「請求書」という。）の提出を求め、補助金を請求させるよう促すものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求書の提出により補助金を交付する。

（決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付決定をした自主防災組織が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 第3条に掲げる購入費用以外に補助金を使用したとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（取消の通知）

第11条 市長は、第10条の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、速やかにその旨を自主防災組織補助金取消通知書により該当する自主防災組織に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定を取消したときであって、当該取消に係る部分の補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその補助金相当額の返還を求めるものとする。

（財産処分制限）

第13条 市長は、自主防災組織が補助金の交付を受けて購入した防災資器材等を防災活動以外に使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該防災資器材等が5年を経過した場合又は使用等の期限が定められ、その期限が経過したものについては、この限りではない。

（様式）

第14条 この要綱の施行について、必要な書類及び帳票等の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日訓令第43号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助額
防災資器材 整備補助	第3条に掲げる防災資器材 等整備に要する経費	1 自主防災組織の構成世帯数が500世帯以上の場合は、補助対象経費所要額の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。
		1 自主防災組織の構成世帯数が100世帯以上500世帯未満の場合は、補助対象経費所要額の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
		1 自主防災組織の構成世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合は、補助対象経費所要額の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
		1 自主防災組織の構成世帯数がおおむね10世帯以上50世帯未満の場合は、補助対象経費所要額の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。